

第42号議案

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第二種低層住居専用地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。